

会員事業所の皆さまへ

「働き方改革」等 個別相談会 開催のご案内

年次有給休暇の時季指定（毎年5日）など「働き方改革関連法」が2019年より順次施行されています。時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則への記載が必要となり、また、違反した場合の罰則などもありますので注意が必要です。

「働き方改革」をはじめ、労務管理に関する疑問やお悩みなどについて、社会保険労務士等の専門家が **無料** でご相談に応じますので、ぜひご活用ください。

会員事業所における様々なご相談を受け付けます

- ◎働き方改革について知りたい
- ◎長時間労働を減らしたい
- ◎36協定について詳しく知りたい
- ◎労働基準法に違反するとどのような罰則があるのか？
- ◎就業規則を見直したい
- ◎賃上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- ◎パート・有期雇用者の待遇改善を図りたい など



- 相談月日 ①10月 7日（月） ②10月21日（月） ③10月28日（月）
④11月11日（月） ⑤11月18日（月） ⑥11月25日（月）
⑦12月 2日（月） ⑧12月 9日（月） ⑨12月16日（月）
⑩12月23日（月）

相談時間 10:00から16:00まで

相談会場 みやぎ仙台商工会館 相談室（仙台市泉区野村字太斉山4-6）

申込方法 **裏面の申込書**を記入の上、FAX等でお申し込み下さい。

時間調整をさせて頂く場合がありますのでご了承下さい

みやぎ仙台商工会

仙台市泉区野村字太斉山4-6

TEL022 (372) 3545・FAX022 (375) 7475

本件に関するお問い合わせは、「経営支援課」まで